

# 点検評価レポートフォリオ 静岡社会健康医学大学院大学

2023（令和5）年6月

（データの数値等は、令和4年5月1日現在）

## はじめに

静岡社会健康医学大学院大学は、静岡県により設立された公立大学法人が運営する大学院大学として、約5年の準備期間を経て令和3年4月に開学した単科の大学院大学である。博士前期課程の収容年限は2年、入学定員は10名（収容定員20名）、取得学位は修士（社会健康医学）[Master of Public Health(MPH)]である。また、令和5年4月に新設した博士後期課程の収容年限は3年、入学定員は2名（収容定員6名）、学位は博士（社会健康医学）[Doctor of Philosophy in Public Health(PhD)]である。

集団を対象とする社会医学において、健康阻害要因の解明とその対策の社会実装は、従来、公衆衛生学がその中心的役割を担ってきた。一方、近年では、ヒトゲノム情報に基づいた個別化予防・医療や医療ビッグデータ分析に基づく予防・治療の最適化など、公衆衛生学に新たな学問領域が融合しつつある。社会健康医学とは、公衆衛生学の5つのコア領域（疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学）に、このような新しい学問領域を融合した学問である。本学では、学際的な社会健康医学研究の成果として疾病予防における新しい科学的エビデンスを導出し、社会に実装することで集団レベルでの健康増進に資すること、並びにその役割を担う人材育成を見学の理念として掲げ、国際的な「知と人材の集積拠点」となることを目指している。

静岡県は、我が国においてトップクラスの健康寿命を誇るが、未だ平均寿命との間に10年程度の格差が存在する。健康寿命をさらに延伸し平均寿命との格差を短縮するためには、人の病気を予防することはもとより、病気を防ぐ地域・環境を作ることが求められる。そこで静岡県では、この目標を達成する手段として社会健康医学の研究と研究成果の社会実装を進めてきた。具体的には、京都大学高等研究院副院長・特別教授の本庶佑氏を委員長とし、県内外の各分野を代表する学識経験者や医療専門職を招聘した「社会健康医学基本構想検討委員会」を平成28年4月に設置し、社会健康医学の推進に向けた在り方を検討してきた。度重なる議論の結果、「研究」（医療ビッグデー

タの活用、施策の体系化や臨床研究のための疫学研究、ゲノムコホート研究）、「人材育成」（医師や看護師など医療専門職を主な対象とした教育の実施や、地域のリーダーとなる社会健康医学を理解する人材の育成）、「拠点」（研究と教育の拠点となる仕組みの構築）、「社会還元」（社会健康医学の研究成果の社会還元や国内外に向けた発信による世界から憧れを呼ぶ健康長寿“ふじのくに”の実現）からなる「静岡県の健康寿命の延伸に向けた提言」を受けた（平成29年2月）。続く「社会健康医学基本計画策定委員会」では、「拠点」形成の具体的な取組として、大学院大学の設置が盛り込まれた「社会健康医学研究推進基本計画」が策定（平成30年3月）された。その後、先行的な取組である静岡県立総合病院リサーチサポートセンターにおける社会健康医学研究（平成30年度～）を経て、令和3年4月の開学に至った。

本点検評価ポートフォリオは、学内の自己点検・評価委員会において、全学的な自己点検を行った結果を取りまとめたものである。自己点検・評価を行う中で明らかになった課題については今後速やかに改善するとともに、本学の教育・研究・成果還元の一層の発展に努めていく。

# 目次

大学の概要	2
大学の目的	4
<b>I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（大学院）	6
ロ 教員組織に関すること（大学院）	8
ハ 教育課程に関すること（大学院）	10
ニ 施設及び設備に関すること	12
ホ 事務組織に関すること	14
へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	16
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	18
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	20
リ 財務に関すること	22
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	24
<b>II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	26
<b>III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	30
認証評価共通基礎データ	37

## 大学の概要

### (1) 大学名

静岡社会健康医学大学院大学

### (2) 所在地

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号

### (3) 学部等の構成

研究科：社会健康医学研究科（社会健康医学専攻）

関連施設：附属図書館、社会健康医学研究センター

### (4) 学生数及び教職員数

学生数：大学院42人（博士前期課程36人、博士後期課程6人）

専任教員数：25人、職員数：17人

### (5) 理念と特徴

○大学院大学の基本的な理念

本学の基本的な理念として、「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とし、県民を始めとした全国の健康寿命延伸に資する研究課題の科学的な分析を通じ、国内だけでなく国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を目指す」こととしている。

この基本的な理念を実現するため、以下の活動を基本方針として定めている。

ア 研究の推進

健康増進施策や疾病予防対策に科学的な知見を導入するため、医療ビッグデータの活用、効果的な健康増進施策・疾病予防対策のための疫学研究、ゲノムコホート研究に取り組む。

イ 人材の育成

社会健康医学の研究を長期的かつ継続的に推進し、研究の成果を地域にわかりやすい形で還元する担い手として、地域医療のリーダーとなる「医療専門職」、各地域の現場で健康増進施策を担う「健康づくり実務者」を育成する。

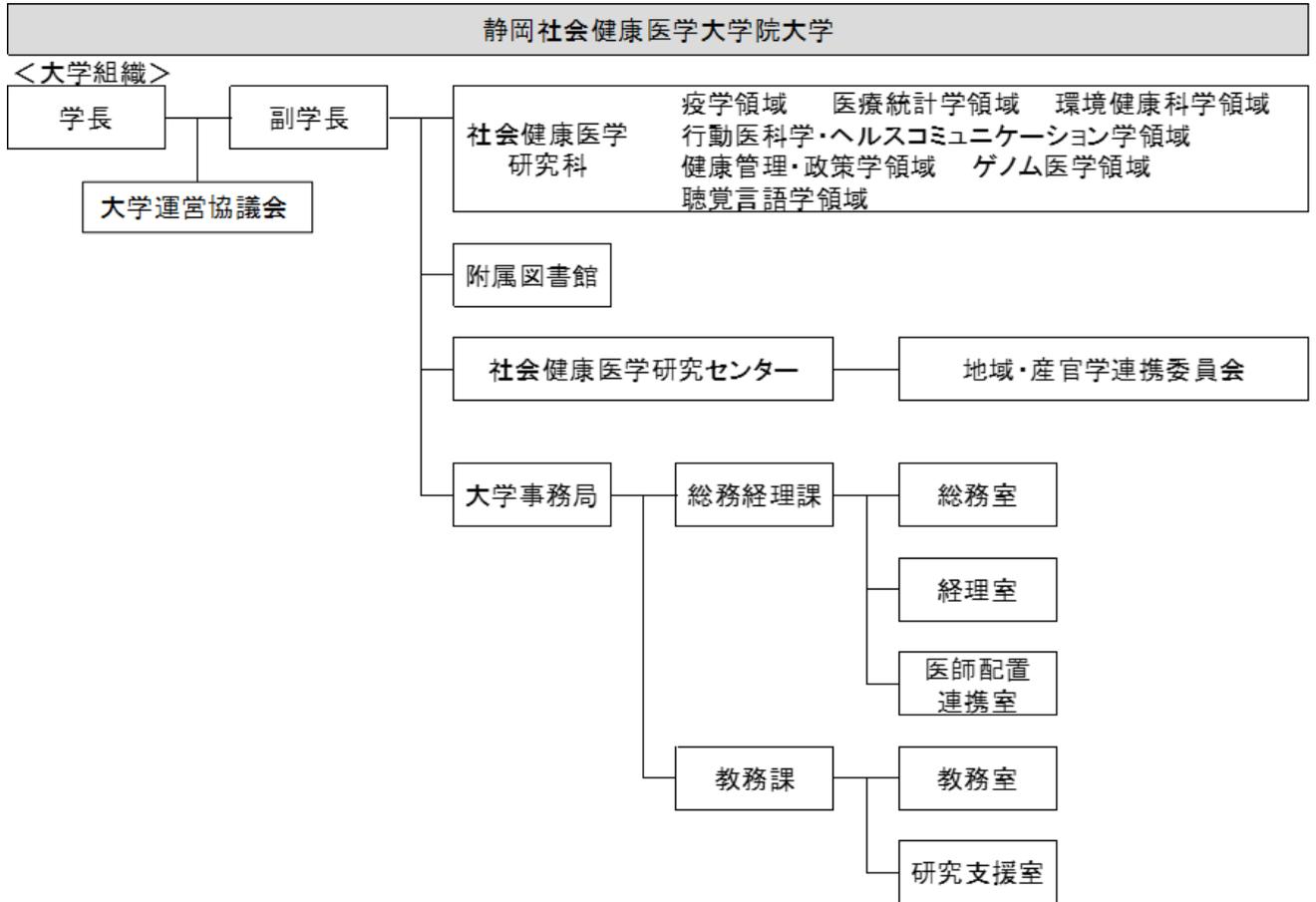
ウ 成果の還元

社会健康医学の研究により得られた成果を、行政や医療機関などと連携して健康増進施策や疾病予防対策に反映するとともに、住民が自らの健康を意識し主体的に健康増進活動に取り組むよう、分かりやすく情報提供する。

エ 県内及び中部地域における社会健康医学の拠点

本学を、県内及び公衆衛生大学院が十分に整備されていない中部地域における社会健康医学の拠点として位置付け、上記の3活動を総合して実践し、国際社会に貢献する「知と人材の集積拠点」を構築する。

(6) 大学組織図



## 大学の目的

### 1 静岡社会健康医学大学院大学学則（抄）

（目的）

第1条 静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

### 2 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款（抄）

（目的）

第1条 この公立大学法人は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（大学院）

## （１）自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 目的</b></p> <p>本学は、学校教育法第 99 条の趣旨に基づいて、静岡社会健康医学大学院大学学則第 1 条に「健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的とする」と定めている。</p> <p>また、本学における教育研究上の目的は、静岡社会健康医学大学院大学学則第 5 条に定めているとおり、社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進し、研究の成果を地域社会に分かりやすい形で還元するため、社会健康医学研究や健康寿命の延伸に向けた取組の担い手となる高度の専門的人材を育成することとしている。</p> <p><b>2 大学院の組織</b></p> <p>静岡社会健康医学大学院大学学則第 1 条で定められた目的を達成するため、同学則第 4 条に基づき、社会健康医学研究科を設置しており、その下に、社会健康医学専攻を設置している。同専攻には、下表に示す研究領域の区分に応じた教授等を配している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">専攻</th> <th>研究領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会健康医学専攻</td> <td>疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、同専攻においては、大学院設置基準に定める専攻ごとに置くべき教員数を確保している（「認証評価共通基礎データを参照」）。以上のことから研究科の組織、教員数等は、教育研究上適当な規模内容を有している。</p>	専攻	研究領域	社会健康医学専攻	疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学	<p><b>3 収容定員</b></p> <p>収容定員は、静岡社会健康医学大学院大学学則第 4 条に以下のように定めている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">専攻</th> <th style="width: 25%;">課程</th> <th style="width: 25%;">入学定員</th> <th style="width: 25%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">社会健康医学専攻</td> <td>博士前期</td> <td>10 人</td> <td>20 人</td> </tr> <tr> <td>博士後期</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>12 人</td> <td>22 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※博士後期課程は、令和 5 年度開設</p> <p>令和 4 年度は、入学定員 10 人のところ 16 人入学しており、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定められ、十分な対応が取れる状況にあるため、教育研究上支障はない。</p> <p><b>4 名称</b></p> <p>研究科及び専攻の名称は、「2 大学院の組織」に記載したとおり、研究科の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>	専攻	課程	入学定員	収容定員	社会健康医学専攻	博士前期	10 人	20 人	博士後期	2 人	2 人	計		12 人	22 人
専攻	研究領域																			
社会健康医学専攻	疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医科学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学、ゲノム医学、聴覚言語学																			
専攻	課程	入学定員	収容定員																	
社会健康医学専攻	博士前期	10 人	20 人																	
	博士後期	2 人	2 人																	
計		12 人	22 人																	
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																			
優れた点	少人数の定員ながらも、公衆衛生学の基本 5 領域をはじめ、ゲノム医学や聴覚言語学など、幅広い学問領域を網羅する教員を配置しており、入学定員を上回る学生を確保している。																			
改善を要する点																				

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b> 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>・学則 <a href="#">第1条（目的）</a></p>
	大学院設置基準	
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b> 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>・学則 <a href="#">第5条（人材養成等教育研究上の目的）</a></p>
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b> 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<p>・学則 <a href="#">第3条（課程）</a></p>
④	<p><b>第三条（修士課程）</b> 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、標準修業年限は、二年を超えるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p>・学則 <a href="#">第3条（課程）</a> <a href="#">第18条（修業年限）</a></p>
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b> 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b> 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>・学則 <a href="#">第4条（研究科、専攻及び学生定員）</a></p>
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b> 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<p>・学則 <a href="#">第4条（研究科、専攻及び学生定員）</a></p>
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b> 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>・学則 <a href="#">第4条（研究科、専攻及び学生定員）</a></p>
⑨	<p><b>第二十二条の四（研究科等の名称）</b> 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>・学則 <a href="#">第1条（目的）</a></p>

## □ 教員組織に関すること（大学院）

### （１）自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 教員組織</b></p> <p>大学院において授業及び研究指導を担当する教員は、静岡社会健康医学大学院大学学則第9条の定めのとおり、教授、准教授、講師を配置している。教員組織については、教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有するとともに、高度な実務能力を備えた専任教員を、学生数に対して多数配置しており、また、教育上主要な授業科目である、公衆衛生学科目の5領域やゲノム医学科目の必修科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置した。</p> <p>研究科の教員組織において、研究科長を配置している。そして、静岡社会健康医学大学院大学学則第12条に基づき、教育研究に関する事項を審議するため教授会を配置し、組織的な運営体制を整えている。</p> <p>また、静岡社会健康医学大学院大学学則第14条に基づき、本学の運営に関する連絡調整、企画調査等に当たするため、専任教員を中心に構成する教務委員会、入試委員会などの学内委員会を置き、それぞれ教育課程編成、入学選抜などについて審議した。</p> <p><b>2 授業科目の担当</b></p> <p>本学においては、共通科目7科目、公衆衛生学科目22科目、ゲノム医学科目5科目、発展科目14科目の合計48科目が開講されているが、これらの担当状況については、本学専任教員が担当する科目数は48科目中47科目であり、全体の98%を専任教員が担当しており、教育活動を展開するために必要な教員を適正に配置した。</p>	<p><b>3 教員の配置状況</b></p> <p>大学院に配置する教員数等については、以下の表のとおり、設置認可計画書のとおり令和4年度に着任予定の専任教員が着任し、大学院設置基準で必要とされる教員数を超えた手厚い専任教員数を配置した。その中でも、中核となる科目（必修科目）には豊富な教育経験や研究業績、実務経験を有する職員を配置するとともに、一部の科目については、外部の教育・研究業績を有する教員、専門家を非常勤講師として配置し、人材の育成で成果を上げられるよう努めた。</p> <p><b>4 教員の選考</b></p> <p>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学教員の採用及び昇任に関する規則に基づき、公募による募集をかけ、教授会に置かれる教員資格審査会が職ごとに設定された資格要件を満たすか審査して採用候補者を選考し、この候補者について理事会の意見聴取を経て、理事長が採用を決定している。職ごとの資格要件は、学校教育法及び大学院設置基準に即して規則で定めている。令和4年度には、博士課程の設置にあたり、令和5年度に採用予定であった6名の専任教員のうち、諸般の理由で着任できなくなった1名の代替教員の選考を行った。</p> <p><b>5 教員の評価</b></p> <p>令和3年度に制度を構築した教員評価を実施し、適切な運用に向けて評価方法などの検証を行った。学会発表等の研究活動、学生指導、研究成果の還元等の社会貢献等を評価し、教員にフィードバックすることにより、教員が自身の自己評価に活用している。今後は評価の活用について他大学の運用を調査し、より有効な活用方法を検討していく。</p>
---	---

表 収容定員数と教員の配置状況（令和4年度）

	収容定員数	必要な教員数		教員の配置状況		
		研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員		研究指導補助教員
				うち教授		
社会健康医学研究科	20人	6人	6人	20人	10人	0人

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	授業科目における本学専任教員が担当する割合が高く、また、研究指導教員数も多く、また、令和5（2023）年4月に設置する博士後期課程の研究指導教員として、25名の教員が認められるなど、基準を超える手厚い教育研究体制を整えた。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第八条（教員組織）</b>            大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。            2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。            3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。            4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。            5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>・学則  <u>第9条（職員）</u></p>
②	<p><b>第九条（教員組織）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。            一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者            ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>・学則  <u>第9条（職員）</u></p>
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<p>(該当しない)</p>

## ハ 教育課程に関すること（大学院）

### （１）自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 入学者選抜</b></p> <p>修士課程の入学者選抜においては、一般選抜と推薦選抜に区分し、それぞれ筆記試験（英語・小論文）及び面接により、アドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜することとしている。</p> <p>筆記試験（英語・小論文）では、研究を遂行する上で必要となる語学力や保健・医療に関する基礎知識の有無、自らの考えを論理的に展開できる論述能力、実践的な解決策を提示し、組織的に実行しようとする意欲等を評価基準とし、独自の英語試験と小論文を実施した。</p> <p>また、面接においては、社会健康医学に関連した問題意識や、高い学修意欲、習得した学識を社会に還元していく意志があるかなどについて評価を行った。</p> <p>博士後期課程の入学者選抜においては、筆記試験（英語）及び面接を行い、本学が掲げるアドミッション・ポリシーに合致した人物を選抜することとしている。</p> <p>筆記試験では、国内外の英語論文を読み、研究成果を論文として英語で執筆するために必要な英語力を修得していることを基準に、独自の筆記試験を実施した。</p> <p>面接では、社会健康医学や関連する保健・医療について専門知識を確認した上で、出願時に提出を求める研究概要に基づいて質疑応答を行うことで、当該領域の研究に高い関心と探求心を有し、学術的課題の解決に果敢に取り組み、研究成果を社会に実装することで課題解決と当該学術領域の発展に寄与する意欲の評価を行った。</p> <p><b>2 教育課程の編成・授業等</b></p> <p>本学の教育は、静岡社会健康医学大学院大学学則第26条の規定のとおり、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（研究指導）によって行っている。授業科目については、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成しており、来年度の博士課程の設置を見据え、授業編成の全般的な見直しを行った。</p> <p>1年前期には、社会健康医学修士（MPH）の取得に必要な不可欠な科目や、修了後に医療・介護の現場に研究成果を還元するために必要なプレゼンテーション等の技法に関する科目など、全学生が学修する科目を中心に配置した。</p>	<p>1年次後期から2年次にかけては、必修科目で身につけた知識・スキルをさらに発展させた内容の科目や、演習形式の実践的な科目、社会健康医学を学修する上で基礎となる科目ではないものの、社会健康医学をより深く学修することに対して寄与する科目を選択科目として主に配置した。</p> <p>研究指導（修士論文又は課題研究）については、早期に取り組むことで研究の質向上や授業理解に役立てることができるため、1年後期から取り組むこととした。入学時のオリエンテーションでの各教員の研究領域の紹介や、必修科目で身につけた基礎的な知識・スキルを基に研究指導教員を決定し、個別の研究テーマに取り組んでいく。また、リサーチミーティングを毎週開催することにより、学生同士の研究内容の相互評価や討論を通して研究の質向上を図った。</p> <p><b>3 成績評価基準・修了認定基準</b></p> <p>成績評価の基準の明示については、静岡社会健康医学大学院大学学則第33条に規定されており、各科目の評価基準についてはシラバスに明示している。</p> <p>修了認定については、静岡社会健康医学大学院大学学則第45条に規定する、修了要件単位の取得状況と、修士論文・課題研究の審査結果により行っている。修士論文と課題研究については、それぞれの位置づけ、成果のまとめ方、評価方法と評価基準を教授会で検討・明確化し、教員会議で全ての教員に周知した。また、学生に修了認定までの手続きや成果のまとめ方、評価方法と評価基準を示すことで、学生が自身の研究の内容や予想される研究成果を勘案しつつ、修士論文か課題研究を適切に選択できるようにした。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>MPHの学位取得を基本としながら、養成する人材像に応じて、必要な知識と技術を系統だてて習得可能にする教育課程を編成した。 博士課程の設置を見据え、授業編成を全般的に見直した。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>本学のアドミッション・ポリシーに合致した学生を安定的かつバランスよく確保できるよう、引き続き入試の選抜方法の改善に取り組む必要がある。 遺伝カウンセラーコースの設置を見据え、引き続き授業科目、カリキュラムの配置や担当教員の見直しを進める必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<b>第一条の三（入学者選抜）</b> 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	・学則 <a href="#">第 23 条（入学者の選考）</a>
②	<b>第十一条（教育課程の編成方針）</b> 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	・学則 <a href="#">第 26 条（授業及び研究指導）</a>
③	<b>第十二条（授業及び研究指導）</b> 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。	・学則 <a href="#">第 26 条（授業及び研究指導）</a>
④	<b>第十三条（研究指導）</b> 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	・学則 <a href="#">第 26 条（授業及び研究指導）</a>
⑤	<b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b> 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること	・学則 <a href="#">第 33 条（成績評価基準等の明示等）</a>
⑥	<b>第十五条（大学設置基準の準用）</b> 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。	・学則 <a href="#">第 30 条（単位の計算方法）</a> <a href="#">第 31 条（授業期間）</a> <a href="#">第 32 条（単位の授与）</a> <a href="#">第 35 条（他の大学院における授業科目の履修等）</a> <a href="#">第 36 条（入学前の既修得単位等の認定）</a> <a href="#">第 27 条（長期にわたる教育課程の履修）</a> <a href="#">第 54 条（科目等履修生）</a>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 校地・校舎、附属施設、施設・設備等</b></p> <p>本学の教育研究用途の主要校地は、現キャンパス1か所で、校地面積は11,515㎡であり、大学設置基準により算出される必要な面積(200㎡)を大幅に上回っている。校舎面積は9,209㎡であり、教育研究上の必要に応じた十分な面積を確保している。</p> <p>大学院大学の建物は、本館教育棟、本館研究棟、別館、機械棟などで構成されており、講義、演習、研究活動、大学運営に活用されている。</p> <p>校舎等の施設は、旧静岡県赤十字血液センターと、旧静岡県環境衛生科学研究所の建物を改修して利用している。開学初年度の令和3年度は、先行して改修した旧静岡県赤十字血液センターに、教育研究を行うために必要な施設を整備し、同時に、静岡県立総合病院のリサーチサポートセンターの一部を用いて研究を行った。令和3年度中に旧環境衛生科学研究所を本館研究棟として整備し、研究室及び教員室等を配置することにより、令和4年度から全館の供用を開始している。</p> <p>学生の教育に必要な施設として、オンライン授業を実施するための機器を整えた講義室や演習室に加え、集中して学修できる環境の院生室、グループ学修に適したラーニングコモンズ、授業時間以外の自主学修やコミュニケーション、リラクゼーションのためのラウンジなど、学生が自由に使える環境を整備した。その他、本学の運営に必要な学長室、会議室、事務室、医務室等を整備した。また、研究施設としては、全ての専任教員に対する専用の研究室(教員室)に加え、学外研究者との共同研究等にも活用できる共同研究室、生物学的な実験が可能な研究実験室を整備した。学生に対しては、オンライン授業のWEB会議システムが利用でき、統計解析に必要なソフトがインストールされた構成のパソコンをすべての学生に貸与するよう必要数を整備し、学修に利用できるよう院生室において全員に専用の学修スペース(机、椅子)を設けた。さらに、授業を後日オンデマンドでいつでも視聴できるシステムを整備した。また、教員が研究に用いるために使用する施設・設備については、医療ビッグデータにおいては膨大なデータを処理するための高性能な機材と解析室を整備した。この機材は外部からの接続ができない仕組みのシステムとしており、保管している。</p>	<p>SKDB データのセキュリティは万全なものとなっている。</p> <p>これらの施設は、学生、教員のIDカードによる入退館管理により、24時間利用とセキュリティ確保を両立した体制を整備した。</p> <p><b>2 附属図書館</b></p> <p>本学は、教育研究の目的を達成するため、静岡社会健康医学大学院大学学則第7条に基づき附属図書館を設置している。</p> <p>附属図書館は、静岡社会健康医学大学院大学附属図書館規則第2条に基づき、教職員、学生等の調査研究および教育に資することを目的として、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等の業務を行った。図書、学術雑誌(電子ジャーナル含む)、その他図書館資料として適当と認められるものについて、社会健康医学の教育・研究に必要なものを系統的に整備した。</p> <p>また、同規則第4条に基づき静岡社会健康医学大学院大学図書館情報委員会を設置し、附属図書館の管理及び運営や諸規程の制定改廃など、図書館に関する重要事項について審議した。</p> <p>図書館は、延べ床面積275.5㎡で、図書1,157冊、電子ジャーナル3,956誌、閲覧席は24席であり、学生収容定員(20人)を超える十分な席数が確保されているほか、さらにラーニングスペースやブラウジングスペースを設け、図書や電子ジャーナル等を有効に活用した学修環境を整えた。図書については、県内図書館や東海地区の図書館、大学図書館の団体と協定を結び、他の図書館の資料を相互に利用できる仕組みを整え、電子ジャーナルについては、各ジャーナルを横断的に検索できるシステムを整備している。また、図書館は24時間体制で運用している。カード認証で常時入退室可能であり、図書の貸出・返却システムも自動化することで、いつでも自由に利用できる環境を整えた。また、非常勤司書を配置し、図書館内の環境整備やホームページを活用した情報発信などができる体制を整えている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>オンライン上でグループワークができるシステムや、学生が学修しやすいスペースを確保する等、快適に学修できる環境を整えた。</p>
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b>            校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ <a href="#">・大学見取り図</a> <a href="#">・校地校舎等の図面（設置認可申請書）</a>
②	<p><b>第三十五条（運動場）</b>            運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	
③	<p><b>第三十六条（校舎施設等）</b>            大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ <a href="#">・大学見取り図</a> <a href="#">・校地校舎等の図面（設置認可申請書）</a>
④	<p><b>第三十八条（図書等の資料及び図書館）</b>            大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<a href="#">・学則 第7条（附属図書館）</a>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b>            大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 事務組織</b></p> <p>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学組織規則に基づき、法人および大学に事務局を置いている。事務局は、教育・研究支援、学生支援、図書を担当する教務課、法人および大学の運営、研究費管理を担当する総務経理課、法人監査を担当する監査課で組織される。</p> <p>すべての学内委員会の庶務を教務課または総務経理課が担当し、事務担当者を配置して、教員組織と連携、情報共有を行っている。</p> <p>なお、静岡県から受託している医師配置調整業務を本格的に担うため、令和4年度から総務経理課に医師配置連携室を設置した。</p> <p>職員の内訳（有期雇用職員を含む）</p> <table border="1" data-bbox="196 770 448 1034"> <thead> <tr> <th>課名等</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>総務経理課</td> <td>14名</td> </tr> <tr> <td>教務課</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>監査課</td> <td>4名</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 総務経理課長を兼務 * 4名医師配置連携室 * 2名経理総務課と兼務 * 4名教務課、総務経理課と兼務</p> <p><b>2 学生支援の組織</b></p> <p>本学の学生は全員が社会人であるが、学生の生活安全や交通安全、奨学支援、健康の保持増進、キャリア形成について審議するため、研究科長を委員長とする学生委員会を設置しており、必要に応じて開催することとしている。</p> <p>また、学生の健康保持のため、職場での健康診断結果等の情報提供を依頼することなどを通じて、学生の健康の状況の把握に努め、職場での健康診断がない学生に対しては健康診断を適切に実施している。</p> <p>学生からの学費、各種証明書の発行、心身の健康や、修学に関する相談などについては、事務局に学生相談窓口を置き、様々な学生からの相談に丁寧に対応した。</p>	課名等	人数	事務局長	1名	事務局次長	1名	総務経理課	14名	教務課	9名	監査課	4名	<p>ハラスメント対策については、「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、理事長から全学生、全教職員に対し、ハラスメント根絶宣言をメールにて発出し法人としてハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、ハラスメント防止委員会を設け、教職員向けのハラスメント研修会を実施している。さらに、ハラスメント相談窓口として、学生委員会委員や管理監督職員の連絡先を案内するほか、メールによる相談窓口を設置・運営している。</p> <p>令和4年度には、ハラスメント検定や動画教材の視聴、領域・事務局内室等の単位でグループワークを実施等の取組を行った。</p> <p><b>3 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</b></p> <p>本学においては、様々なバックグラウンドを持つ学生が在籍しており、その学生が、学位取得後に多様なフィールドで活躍できるよう、指導教員のみならず、すべての教員が協力してキャリアパスの構築支援に当たることが必要である。</p> <p>このため、1年後期から開始される特別研究（修士論文・課題研究）において、各学生の研究指導教員や研究指導補助教員がキャリアパスについての相談を受けた場合は、必要に応じてその情報をその他の教員と共有し、また可能な支援を行うことで、様々なバックグラウンドを持つ学生が希望通りのキャリアパスを形成出来るようにアドバイス・支援に応じている。</p> <p><b>4 職員の資質向上</b></p> <p>本学における教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための知識・技能の習得や能力・資質向上に向けた組織的な取組として、職員の専門性を高めるため、教職員研修委員会を組織し、SD研修を実施した。</p> <p>教職員研修委員会における議論をもとに、情報セキュリティ研修や公立大学協会の「公立大学教職員研修システム」（オンデマンド）を活用したコミュニケーション及び大学・公立大学法人に関する法令の基礎知識に関する研修を実施し、職員の事務効率化、資質向上を図った。また、同システムを活用した担当業務に関連する他の研修の受講を奨励し、職員の専門性の向上を図った。</p>
課名等	人数												
事務局長	1名												
事務局次長	1名												
総務経理課	14名												
教務課	9名												
監査課	4名												
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>												
<p>優れた点</p>													
<p>改善を要する点</p>	<p>県・市町からの研究や事業に係る委託も増え、また今後民間との連携を進めていく上でも、研究支援体制の充実が急務となっている。</p>												

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	<b>第四十一条（事務組織）</b> 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	・学則 <a href="#">第8条（事務局）</a>
②	<b>第四十二条（厚生補導の組織）</b> 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	・学則 <a href="#">第51条（厚生施設）</a>
③	<b>第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）</b> 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	
大学院設置基準		
④	<b>第四十二条（事務組織）</b> 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	・学則 <a href="#">第8条（事務局）</a>

# 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1 3つのポリシーの策定

令和3年4月に開設した本学においては、令和元年10月に提出した設置認可申請において、3つのポリシーを策定した。本学の社会健康医学研究科について、本学の基本理念や目的に沿って、明確に定めている。

### 2 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保

	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー
①	公衆衛生学の基本5領域を基盤とした教育	公衆衛生学の基本5領域の基本的内容の理解
②	研究の基本設計を構築、実行する能力を身に付ける教育	課題解決のための研究計画を自ら立案、実行できる能力
③	健診・医療等のデータを解析し総合的解決方法を導き出す教育	研究成果を実践的プログラムとして企画立案できる能力
④	ヘルスコミュニケーション能力やリーダーシップの向上を図る教育	コミュニケーション、リーダーシップで多職種連携の中核を担える能力

以上のとおり、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは対応しており、一貫性を確保している(詳細は次頁「関連資料」を参照)。

### 3 3つのポリシー

#### (1) ディプロマ・ポリシー

学位授与に当たっての到達点を明記するとともに、本研究科の終了に当たって全ての修了生が身に付けるべき資質・能力として期待することを明記しており、適切に設定している。

- ① 公衆衛生の5つのコア領域(疫学、医療統計学、環境健康科学、行動医学・ヘルスコミュニケーション学、健康管理・政策学)の基本的内容を理解していること(基本的な知識の修得)
- ② 地域における健康長寿を阻害する要因を課題として見つけ、多面的に評価、分析し、解決するための科学的な研究計画を自ら立案、実行することのできる能力を身に付けていること(課題発見と評価・分析・研究実施スキル(能力))
- ③ 科学的な知見を活用し、研究により導き出した成果を医療、介護等の現場へ効果的に還元できる実践的なプログラムとして企画立案することのできる能力を身に付けていること(成果還元と企画立案スキル(能力))
- ④ 地域における社会健康医学の実践活動において、関係者と効果的にコミュニケーションを図り、リーダーシップを発揮して、多職種連携の中核を担える能力を身に付けていること(情報発信と管理・調整スキル(能力))

#### (2) カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに沿って、適切に設定している。

- ① 国際的に通用する MPH としての基本的能力を養うため、米国公衆衛生教育協会(CEPH)において基本科目とされる「疫学」、「医療統計学」、「環境健康科学」、「行動医学・ヘルスコミュニケーション学」、「健康管理・政策学」の5つのコア領域を基盤とした教育を行う。
- ② 地域における健康や医療・介護の現状を適切に評価し、多面的な分析を通じて、課題を発見するとともに、解決に向けた仮説の立案、研究方法の構築など、研究の基本設計を構築し、実行する能力を身に付ける教育を行う。
- ③ 地域の医療や介護等の現場に研究成果を還元できるよう、静岡県の地域資源を活用した健診・医療・介護データを最新の技術を利用して解析し、これまでの経験や知識と合わせ、総合的に課題解決の方法を導き出すための教育を行う。
- ④ 研究成果を地域に効果的に還元するため、医療・介護の現場などでの関係者の理解を促すヘルスコミュニケーション能力や、多職種連携の中核を担えるリーダーシップを発揮できる能力の向上を図るための教育を行う。
- ⑤ 上記の4つのカリキュラム・ポリシーに基づく教育を通じて、ディプロマ・ポリシーで掲げる4つの能力を身に付けているか、授業における議論への参加度、レポートや特別研究の完成度等により総合的に評価を行う。

#### (3) アドミッション・ポリシー

入学に際して、応募が期待される者の要件について、適切に設定している。

- ① 健康と医療、環境に対する高い関心とリサーチマインドを持っている方(情熱)
- ② 最新の研究成果や知見を活用して、既存の枠組みにとらわれないこと、新たな視点で課題を見つけ、解決に取り組むことのできる方(発見する力)
- ③ 医療や介護などの専門的知識に裏打ちされた貴重な経験を有し、健康課題に対して、実践的な解決策を提示しようとする方(改革する力)
- ④ 大学院修了後も、地域の医療・介護等の現場において、リーダーとして活躍し、健康寿命の延伸に寄与したいという意欲のある方(実践する力)

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	基本理念に基づき、具体的かつ整合性のとれた3つのポリシーに基づき教育に取り組んだ。
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p><b>第百六十五条の二</b>            大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ul> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ <a href="#">・ポリシー</a> 静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ <a href="#">・ディプロマポリシーとカリキュラムポリシー・授業科目とアドミッションポリシーの関係（設置認可・届出の申請書「(4)趣旨等を掲載した書類その9」24ページ）</a>

# ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 目的の公表と周知</b>          大学院大学の目的については、静岡社会健康医学大学院大学学則第1条に規定しており、本学のウェブサイトに掲載するとともに、大学案内に掲載し、公表している。          学生への周知は、入学時オリエンテーションの際に、「学生便覧」等を用いて行った。受験生や医療機関等への周知は、個別訪問やオープンキャンパスなどの機会に、「大学案内」を用いて行った。          教職員への周知は、教員会議で「大学案内」などを配布して行った。          地域や社会への周知は、本学のウェブサイトにおいて、教育研究上の目的などを公表している。          また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポートレートにおいて、教育研究上の目的や、大学の特色などを公表している。</p> <p><b>2 3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の公表と周知</b>          ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、本学のウェブサイトで公表している。          また、アドミッション・ポリシーについては、大学案内や学生募集要項に掲載し、個別訪問やオープンキャンパス、オンライン説明会などにおいて、本学への入学希望者などに対し、積極的に周知した。          ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧に掲載し、入学時のオリエンテーション時などに適切に周知した。</p>	<p><b>3 その他の情報の公表と周知</b></p> <p>(1) 教育研究上の基本組織          本学のウェブサイトにおいて、学則、組織図、その他関連規程を公表している。</p> <p>(2) 教員組織、教員数、教員の業績          本学のウェブサイトにおいて、教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績について公表するとともに、教員一覧ページと教員ごとのページを設け、主な担当授業科目と研究指導のテーマを公表している。          さらに、教員の業績については、教員ごとのページからリサーチマップへのリンクを張り、最新の研究業績が閲覧できるようウェブサイトを構築している。          また、各教員の主な担当科目や研究指導テーマについては、大学案内に掲載し、公表した。</p> <p>(3) 入学者の数、収容定員、学生数          入学者の数（受験者数、合格者数、入学者数）、収容定員、学生数については、本学のウェブページに掲載し公表しているとともに、大学ポートレートにおいても収容定員と学生数を公表している。</p> <p>(4) 授業科目、授業方法及び内容、カリキュラム          本学のウェブページにおいて、カリキュラム構成（公衆衛生科目、共通科目、ゲノム医学科目、発展科目、特別研究）や、カリキュラムマップについてページを設けるとともに、大学案内にも掲載し、公表している。          学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて学生便覧を用いて詳細な説明を行った。</p> <p>(5) 授業料、入学料その他の費用          本学学生向けの奨学金に関する情報と併せて、本学のウェブページ、大学案内、学生募集要項などにより公表している。          本学学生向けの奨学金に関する情報は、入学時のオリエンテーションにおいて説明した。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育研究活動等に関する情報について、適切かつ積極的に公表している。</p>
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<b>第百十三条</b> 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ <a href="#">・教育情報の公表</a>
	学校教育法施行規則	
②	<b>第七十二条の二</b> 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	静岡社会健康医学大学院大学 WEBページ <a href="#">・基本理念・基本方針</a> <a href="#">・教育上の基本組織</a> <a href="#">・教員の数</a> <a href="#">・教員一覧</a> <a href="#">・入学者の数等の状況</a> <a href="#">・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準</a> <a href="#">・大学見取り図</a> <a href="#">・校地校舎等の図面（設置認可申請書）</a> <a href="#">・学費</a>

# チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 自己点検・評価</b>          教育研究活動等の状況や業務運営の執行状況等について、「学則」、「静岡社会健康医学大学院大学自己点検・評価に関する規程」、「静岡社会健康医学大学院大学自己点検・評価委員会規程」、「静岡社会健康医学大学院大学における自己点検・評価基本方針」に基づき、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を積極的に公開して、教育研究活動や業務運営等の改善に反映することとしている。          令和4年度に自己点検・評価委員会を4回開催し、自己点検・評価の記載項目を決定し、自己点検・評価書を作成した。          本学では、認証評価機関として大学教育質保証・評価センターに引き続き加入している。</p> <p><b>2 研修・教職協働</b>  <b>(1) 研修</b>          教職員の研修については、教職員研修委員会を設置し、FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を推進するための企画、実施に取り組んだ。          FD活動については、教職員研修委員会主催で、FD研修（シラバスの書き方）を実施した。また、情報セキュリティ研修、SKDB 利用者講習会、研究倫理講習会、ハラスメント防止検定・グループワーク、利益相反研修会をFD活動の一環と位置付けて実施した。          SD活動については、情報セキュリティ研修や公立大学協会の「公立大学教職員研修システム」（オンデマンド）を活用したコミュニケーション及び大学・公立大学法人に関する法令の基礎知識に関する研修等を実施した。          それぞれ、全教員が年1回以上FD活動に参加し、全職員が年1回以上SD活動に参加した。</p> <p><b>(2) 教職協働</b>          本学では、教務、入試、広報、研究倫理審査、図書館情報、博士課程等検討などの日常の学務運営に関し、各学内委員会などで研究科の教員と事務局職員の両者を委員に配置するなど、事務局の担当職員と関係教員の間で情報共有しつつ、個々の問題に関しても関係を密にして情報共有し、役割分担の適正化を図りながら、連携して進めている。</p>	<p>また、研究活動においては、SKDB データの活用のため、事務局担当職員が静岡県国民健康保険団体連合会や県、市町との調整業務を行い、各種研究でのフィールド調整を行った。ゲノムコホート研究においては、事務局担当職員が市町職員との調整を行い、健診当日には事務局から複数の職員が参加するなど、教員と事務局職員が連携して研究を実施した。</p> <p><b>3 学修成果（学修成果を把握するための体制）</b>          学生を対象に無記名でアンケートを実施し、学生の講義等の理解度や課題となっている点、改善すべき点について把握している。          また、学生と教員が参加する懇談会でより詳細に学生の意見を聞き取り、講義等の改善に活用している。</p> <p><b>4 研究活動の改善</b>          学内の管理職等（学長、副学長、研究科長等）が委託研究学内評価会議を組織し、県からの委託研究に係る研究計画書、成果報告書について検討結果を助言し、必要に応じて見直しを図ることにより、研究の質向上、改善を図っている。更に、本学の研究顧問で組織する委託研究評価会議においてより広い視点から助言を受けている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>開学初年度からいち早く自己点検・評価に対応した。          SKDB データやゲノムコホート研究など、教員・事務局職員が連携して市町等との関係を構築した。</p>
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>・学則  <a href="#">第2条（自己点検・自己改革）</a></p>
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
③	<p><b>第五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>・学則  <a href="#">第2条（自己点検・自己改革）</a></p>
④	<p><b>第六十六条</b>            大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>・学則  <a href="#">第2条（自己点検・自己改革）</a></p>
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
⑥	<p><b>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	
⑦	<p><b>第四十二条の三（研修の機会等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	
	大学院設置基準	
⑧	<p><b>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
⑨	<p><b>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>・学則  <a href="#">第34条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</a></p>
⑩	<p><b>第四十三条（研修の機会等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>・学則  <a href="#">第34条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</a></p>
	法令外の関係事項	
⑪	<p><b>学習成果</b>            学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	

# リ 財務に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1 財務の状況

本学は、令和3年4月に開学した大学であるが、令和3年度の決算状況は、運営費交付金及び外部資金を主たる収入として、安定的な財務運営を実現している。

学内ニーズを踏まえつつ財務諸表の検証・分析を行い、中期計画の重点事項への予算配分や経費の節約による効率的な予算執行を図るため、毎月実施している月次決算において、予算執行状況やキャッシュフローの状況について確認を行い、適切かつ効率的な予算執行に努めた。

(単位：百万円)

区分	令和 3年度
収入	
運営費交付金	558
施設整備費補助金	232
自己収入	21
授業料収入及び入学検定料収入	16
雑収入	5
受託研究等収入及び寄附金収入等	209
計	1,020
支出	
業務費	457
教育研究経費	94
人件費	259
一般管理費	104
施設整備費	232
受託研究等経費及び寄附金事業費等	204
計	893

### 2 教育研究環境の整備

学生の教育環境の整備に関しては、大学院生室3部屋、講義室3部屋、演習室6部屋、図書館を整備し、24時間利用可能な体制で運用している。また、学生の要望を取り入れながら、専用の椅子を整備するなど、学修意欲を喚起する環境を整えている。また、研究指導教員が学生の修士論文又は課題研究を指導するに当たり必要となる、学生の学会発表やソフト・書籍の購入などに活用できる研究指導経費を支援している。

教員の研究環境に関しては、教員が自由に活用できる教員研究費を配分した。そのほか、社会健康医学研究センターにおいて、県の健康増進施策や疾病予防対策に科学的知見を導入するため、医療ビッグデータ、疫学、ゲノムコホートに関する県からの委託研究について、主旨に合致する研究を学内から公募し、採択した課題には適切な研究資金を配分する体制を整えた。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 <b>第四十条の三（教育研究環境の整備）</b> 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	
	大学院設置基準	
②	<b>第二十二条の三（教育研究環境の整備）</b> 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

## 又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p><b>1 ICT環境の整備</b> ICT環境の整備については、図書館情報委員会において学内における学術情報ネットワークの管理及び運営を所掌しており、適正に行っている。 情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシー（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学情報セキュリティ対策基本規程及び同基準）に基づき、副学長を中心とした情報セキュリティ管理体制（CSIRT）により、セキュリティインシデントに適切に対応する体制を整えている。 さらに、学生及び教職員を対象とした情報セキュリティ研修会を実施することにより、情報セキュリティ意識の啓発に努めた。 学修環境としては、全ての学生に専用のパソコンを確保するとともに、学内全域で利用できる無線ネットワークを整備しており、学内ネットワーク及びインターネットを学生及び教職員が自由に利用できる体制を整えている。また、講義室3部屋に遠隔講義システムを導入している。当該システムを導入し、教室で投影されたスライド、電子黒板に書かれた内容、講義をする教員の姿や音声、教室全体の様子をオンラインで共有できるようにしたことで、オンライン型やオンデマンド型で受講した場合であっても学修効果に差が生じない環境を整えている。</p> <p><b>2 学生支援体制</b> (1) 学修支援 本学における学生支援の体制は、「ホ 事務組織に関すること」の「2 学生支援の組織」に述べたとおりである。 学生の良好な学修環境を整えるため、院生室を3室整備し、全ての学生に専用の机、椅子を用意した。また、院生室がある本館への入退室にカード認証を導入することで、セキュリティを確保したうえで24時間利用可能な学修環境を整えている。さらに、全ての学生にパソコンと、必修科目の指定教科書等を貸与した。その他、全学生がオンライン・オンデマンドによる受講や、必要な資料をクラウド上に保管できるシステムを整備し、学生が来学しなくても学修できる環境を整備している。</p>	<p>研究科においては、学生ごとに研究指導教員、研究指導補助教員を定め、特別研究（修士論文、課題研究）に向けた研究テーマの設定、研究計画の立案、研究計画に基づいた進捗状況の把握、研究発表等、各段階における指導、助言を適切に実施している。 学生が研究や成果発表等に活用できる研究指導経費を研究指導教員に配分することで、学生の研究発表を支援する体制を構築した。 また、リサーチミーティングを開催することにより、学生同士の研究内容の相互評価や討論を通して研究の質向上を図った。 科学英語の専門家による英語セミナーを開催し、主に学生を対象に、英語による学会発表やディスカッションおよび論文作成のスキルの向上を図った。 また、様々な事情により標準修業年限（2年）を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、授業料は2年分のままで最大4年間まで履修できる長期履修制度を設けている。</p> <p>(2) 障害を持つ学生への支援体制 本学の学生は、全員が社会人であるが、学生の生活安全や健康の保持増進等について審議するため、学生委員会を設置しており、必要に応じて開催するとともに、学生からの心身の健康に関する相談などについては、事務局に学生相談窓口を置き、適宜対応することとしている。</p> <p>(3) 経済的支援 本学においては、経済的理由により入学料又は授業料の納入が困難な学生に対する支援を目的とした「公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学授業料等の減免等に関する規程」を設けている。 また、静岡県による本学学生対象の制度として、県民の健康寿命の延伸に資する人材の県内外からの誘引と県内への定着を目的とした、貸与型の奨学金制度（県内の医療等業務に5年従事することなどにより返済免除）を設けている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>ICTを活用して快適に学修できる環境を提供していることに加え、当該環境を安全に利用できる管理・運用を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	<b>ICT環境の整備</b> 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	
②	<b>学生支援</b> 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	
③	<b>学生支援</b> 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	
④	<b>学生支援</b> 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	
⑤	<b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</b> 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

<p>本学では、大学院大学の基本的な理念を達成するため、自己分析を行い、教育研究活動等の向上に努めている。本学における自己分析の取組は以下のとおりである。</p> <p>1. 全学生と全教員を集めた懇談会を実施し、学生から授業に関する意見を集約し、科目やカリキュラムの改善等について検討した。</p>	<p>2. 個別訪問やオープンキャンパス等を実施し、入学志願者の確保に努めた。</p> <p>3. 県委託研究において、学外の研究指導顧問から研究の評価を受けたり、学内においても研究内容や成果について評価・助言を受けたりする機会を設けた。</p> <p>4. 外部資金獲得に関する担当職員を配置するなど研究費の管理や執行を支援する体制を構築した。</p>
--	---

## 2) 自己分析活動の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	学生との懇談会等を通じた教育研究に対する意見集約と改善	27
2	様々な機会での多様な募集活動による入学志願者の確保	28
3	教育研究の質向上のためのピアレビュー制度・研究支援制度	28
4	外部資金獲得のための研究支援制度の構築	29

## 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル (No. 1)</b>	学生との懇談会等を通じた教育研究に対する意見集約と改善
<b>分析の背景</b>	新設の大学院大学であり授業に関するノウハウの蓄積が乏しいこと、主として社会人学生を対象にしていること、オンライン/オンデマンド型授業を併用していること及び金曜日と土曜日に集中して開講していることなど他大学とは異なる特性を持つことから、学生に積極的に授業評価を依頼し、授業の実施方法等についての課題の抽出と改善策の立案に活用した。
<b>分析の内容</b>	<p>学生教員懇談会を年4回継続して開催し、授業の進め方や課題の出し方などについて意見交換を行い、可能な限り学生の要望を取り入れた。また、授業に限らず、大学院生活における様々な意見や要望、改善事項など学生と教員が直接対話する機会を設けることで、教育の質の向上に役立てている。具体的には、懇談会に先駆けて全学生を対象としたアンケートを実施し、授業や学生生活について意見を集約した上で集まった意見について懇談会で検討し、例えば学生がディスカッションに使うホワイトボードの設置など、大学が取り組むべき案件については速やかに対応した。また、授業課題の提示方法などについては、各教員が意見を取り入れながら授業の質の向上に努めた。</p> <p>その他、授業アンケートを行い、アンケート結果を学長や研究科長が把握するとともに、各教員にフィードバックすることで授業の質の向上に努めた。</p>
<b>自己評価</b>	少人数教育であることを生かし、学生に対するアンケートによる意見聴取等と教員からの意見等へのフィードバックによって、授業を改善する仕組みが構築できた。また、学生と教員が直接対話する機会を持つことで、様々な課題を解決することができた。
<b>関連資料</b>	

タイトル (No. 2)	様々な機会での多様な募集活動による入学志願者の確保
分析の背景	開学年度から毎年募集定員を超える志願者が集まっているが、今後も安定的に入学者を確保すべく、積極的に学生募集のための取組を継続している。
分析の内容	<p>県内の医療機関や医療関連団体（医師会等）、大学等教育機関（合計 227 箇所）に大学案内やポスターを送付し配架・掲示を依頼した。資料を送付するだけでなく、県内の医療機関（19 箇所）、医療関連団体等（9 箇所）、大学等教育機関（7 箇所）を個別に訪問し、大学の教育や研究の特色について説明するなど、学生確保に向けた PR を行った。</p> <p>加えて県内の市町を訪問し（13 市町）、本学の教育研究について紹介するとともに、進学者の推薦を依頼した。県健康福祉部の協力で、町長会議（6/14）、市長会議（7/8）においても大学のパンフレットを配付した。</p> <p>専門家向けには、第 81 回日本公衆衛生学会総会（令和 4 年 10 月）及び第 33 回日本疫学会学術総会において、大学紹介ブースを出展するとともに、学会プログラムに大学紹介の広告を掲載した。教員にこれらの学会での成果発表を促すことで、学術活動を通じた PR も積極的に進めた。</p> <p>来年度から開設する聴覚・言語コースの入学確保対策としては、関係機関への訪問など様々な機会においてコースについて紹介するとともに、静岡県言語聴覚士会に大学 PR への協力を要請した。</p> <p>本学への進学を検討している人に対しては、7 月から 9 月にかけて、オープンキャンパスを 2 回（参加者数合計 24 名）、オンライン説明会を 8 回（参加者数合計 51 名）開催した。オープンキャンパスには在学学生も参加し、日頃の学修や学生生活について紹介することで、参加者に大学を身近に感じてもらえるように工夫した。志願者からの相談に随時対応するために、オンラインでの個別相談も実施した（計 14 回）。</p> <p>ホームページを充実（研究論文紹介ページの新設、Facebook との連携等）させ、大学における研究活動や学生生活などの魅力あるコンテンツの発信に努めた。同時に入試に関する情報も適宜発信した（トータルアクセス数 162,761 件、訪問者数 49,259：集計期間：R4. 4. 1～R5. 3. 31）。</p> <p>博士後期課程の学生募集に当たっては、設置認可がなされた 8 月以降、オンライン説明会を計 3 回開催し、合計で 19 名の参加があった。また、博士後期課程では、出願前相談を必須としており、計 13 名から相談申し込みがあった。本学修士課程の学生に向けても積極的な周知を行ったことで、修士予定者の約 2 割の学生から出願があった。</p>
自己評価	様々な活動を実施し、十分な入学志願者を確保できた（修士課程の受験者 36 名、応募倍率 3.6 倍、博士後期課程の受験者 9 名、応募倍率 4.5 倍）。
関連資料	

タイトル (No. 3)	教育研究の質向上のためのピアレビュー制度・研究支援制度
分析の背景	教員や学生が行う研究の質向上を目的とした様々な支援制度を構築し、運用している。
分析の内容	<p>教員や学生が行う研究の質向上を目的として、様々なタイミングでピアレビューを行う体制を整えている。具体的には、静岡県の委託研究費を活用する研究については、委託研究評価会議において学外の研究指導顧問 3 名から評価・改善指導を受ける機会を設けた。委託研究評価会議に先立つ学内評価会議においては、学長、副学長、研究科長等からも評価・改善指導を受ける機会を設定している。</p> <p>SKDB 研究においては研究支援および質の向上のため、専門的な技術や知識を有する支援者を確保し、オンサイトで研究支援を受けられる体制を整えた。</p> <p>研究倫理審査委員会においては、個々の研究の倫理面について審査するのみならず、研究面に踏み込んで意見提示、改善支援を行うことで、研究の質向上に貢献している。</p> <p>質の高い論文発表や学会発表を支援するための助成制度（成果発表助成費）の活用を促し、成果発表を資金面からバックアップした。</p> <p>学生が研究や成果発表等に活用できる研究指導経費を 1 人当たり 10 万円を上限として研究指導教員に配分することで、学生の研究発表を支援した。</p>
自己評価	研究の様々なステップにおいて評価、支援を行う体制を整えることで、教員や学生が行う研究の質向上に努めた。
関連資料	

<b>タイトル</b> (No. 4)	外部資金獲得のための研究支援制度の構築																					
<b>分析の背景</b>	質の高い最先端研究を推進し、その成果を社会に還元することで社会健康医学の教育研究拠点として地位を確立すべく、外部資金の獲得を推進するとともに、当該研究の実施を支援した。																					
<b>分析の内容</b>	<p> 本学では、科学研究費補助金、受託研究、共同研究等の外部資金に関する情報を収集し、様々な大学や企業等との連携を推進することとしている。具体的には、外部資金獲得に関する担当職員を配置して研究費の管理や執行を支援する体制を構築した。さらには、研究科長を講師として、教員向けに科学研究費補助金説明会を開催（1回、参加教員数 23 名）するなど、組織を挙げて外部資金の獲得と研究連携の推進を支援した。 </p> <p> 本学の研究の特色や研究実績等をアピールし、寄附金の確保に努めた。今年度は、民間企業から寄附講座を設置する資金の出資を受けた。講座開設に向けた関係規定の整備を進め、令和 6 年度に開設する計画で準備を進めている。 </p> <p> 研究支援体制を更に充実するため、現状の支援業務や体制を見直し、かつ次年度以降の研究支援業務のあるべき姿を見据え、学内に研究支援業務を専門に担当する事務部門の設置のための検討・準備を進めた。 </p> <table border="0" data-bbox="391 786 1125 1032"> <tr> <td colspan="3"><u>今年度の受入実績（新規獲得件数）</u></td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金（研究代表者）</td> <td>7 件</td> <td>38,856,000 円</td> </tr> <tr> <td>同補助金（研究分担者）</td> <td>18 件</td> <td>8,005,000 円</td> </tr> <tr> <td>受託・共同研究</td> <td>8 件</td> <td>45,348,718 円</td> </tr> <tr> <td>奨学寄附金</td> <td>3 件</td> <td>92,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>（うち寄附講座）</td> <td>1 件</td> <td>90,000,000 円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（参考）上記のうち間接経費</td> <td>28,651,978 円</td> </tr> </table>	<u>今年度の受入実績（新規獲得件数）</u>			科学研究費補助金（研究代表者）	7 件	38,856,000 円	同補助金（研究分担者）	18 件	8,005,000 円	受託・共同研究	8 件	45,348,718 円	奨学寄附金	3 件	92,000,000 円	（うち寄附講座）	1 件	90,000,000 円）	（参考）上記のうち間接経費		28,651,978 円
<u>今年度の受入実績（新規獲得件数）</u>																						
科学研究費補助金（研究代表者）	7 件	38,856,000 円																				
同補助金（研究分担者）	18 件	8,005,000 円																				
受託・共同研究	8 件	45,348,718 円																				
奨学寄附金	3 件	92,000,000 円																				
（うち寄附講座）	1 件	90,000,000 円）																				
（参考）上記のうち間接経費		28,651,978 円																				
<b>自己評価</b>	組織的に科学研究費補助金等の外部資金や寄附金の獲得を支援したことで、大学の規模に比して多くの外部資金を獲得することができた。																					
<b>関連資料</b>																						

### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学では、大学院大学の基本的な理念を達成するため、様々な方法により教育研究活動の進展に努めている。本学における特色ある教育研究の取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 静岡国保データベース（SKDB）の分析から、様々な疾患や要介護状態になるリスク因子の分析などに取り組んだ。</li> <li>2. 全県で2万人規模のコホートを築くことを目標に、令和3年度から伊豆半島南部（賀茂地域）1市5町でコホート研究を開始し、令和4年度2年目を迎えた。</li> </ol>	<p>また、令和5年度からの実施地域として袋井市を選定し、実施に向けた準備を進めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 開学当初から設置している社会健康医学研究センターでは、社会健康医学研究と成果還元から、県や市町の施策立案等を支援する体制を強固にした。</li> <li>4. 多様なバックグラウンドを持つ学生が集う特性を活かすため、ディスカッションの機会を頻繁に設けた。</li> <li>5. 博士課程、遺伝カウンセラー養成コース等の設置の準備を行った。</li> </ol>
---	--

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究の推進	32
2	医学研究と健康づくりを両立したゲノムコホート研究の推進	33
3	静岡県、県内市町と連携した教育研究、研究成果の社会還元	34
4	多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備	35
5	博士課程、遺伝カウンセラー養成コース、聴覚・言語コースの設置準備	36

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル (No. 1)</b>	静岡県国民健康保険データベースを活用した医療ビッグデータ解析研究の推進
<b>取組の概要</b>	静岡県の全ての市町から国民健康保険・後期高齢者医療保険の健診・医療・介護データの提供を受け、様々な医学的課題の解決と研究成果の社会実装を目指した医療ビッグデータ解析研究に取り組んだ。
<b>取組の成果</b>	<p>                     静岡県の全ての市町から平成 24 年以降の特定健診、医療レセプト、介護レセプトの提供を受け、それらを縦断的に連結した静岡国保データベース (SKDB) を用いて、医療ビッグデータ解析研究に取り組んだ。                 </p> <p>                     学内での SKDB の利活用を促進する目的で、KDB 委員会主体で教員・学生向けに利用者講習会を開催した。医療ビッグデータの扱いに不慣れであっても、様々なリサーチクエストの究明に SKDB を活用できるように、解析に必要なデータを簡便に切り出すためのプログラムを用意するとともに、高性能な計算機を複数台することで常に解析できる環境を提供した。また、解析用データセットを抽出するために高度なプログラミングが必要となる場合に備え、業務を受託するプログラマー (派遣) を確保し、学生や教員がオンサイトでデータ抽出や研究について相談できる環境を整えた。                 </p> <p>                     SKDB に含まれる延べ 240 万人の医療・介護・健診データを活用した研究では、様々な疾患や要介護状態になるリスク因子の分析、治療方法や処方とアウトカムとの関連などについて分析を進めた。また、大規模データベースである特徴を活かし、比較的希少な疾患についての解析研究も進めた。一連の研究には大学院生も研究者として加えることで、より充実した研究の実施にも努めた。研究の成果は、専門の学術雑誌、英文論文への投稿、および学会等で発表した。                 </p> <p>                     このような研究とは別に、SKDB の分析から施策立案に資する情報を導き、県に分析結果を提供することで、様々な角度から人々の健康増進に資する成果を提供した。                 </p> <p>                     医療ビッグデータ解析研究に関する個別研究テーマ数 45 件                      医療ビッグデータ解析研究に関する論文件数及び学会発表件数 22 件                 </p> <p>                     &lt;主な研究成果&gt;                 </p> <p> <b>【SJS/TEN の静岡 KDB を用いたリスク因子解析】</b> JAAD International 2022 Dec 24;11:24-32                      SJS/TEN のリスク因子として、年齢、末梢血管疾患 (ハザード比 1.76, 95%信頼区間 1.24-2.51), 2 型糖尿病 (1.53, 1.01-2.32) 及び全身性免疫疾患 (1.80, 1.07-3.03) が挙げられた。また、SJS/TEN の発症に既報の薬剤に加え、免疫チェックポイント阻害剤、インスリン、2 型糖尿病治療薬が影響を与えることがわかった。日本人の一般集団における SJS/TEN の発症リスク因子を明らかにした。                 </p> <p> <b>【SKDB を用いた胆石症発症に関するリスク因子解析】</b> PLoS One. 2022 Dec 30;17(12)                      多変量分析の結果から、胆石症のリスクは、男性、脳血管疾患、あらゆる悪性腫瘍、認知症、リウマチ性疾患、慢性肺疾患、高血圧、H. pylori 感染胃炎によって増加することが明らかになった。                 </p> <p> <b>【院外心肺停止蘇生後患者の長期予後に関する研究】</b> BMC Emergency Medicine 2022 Jul 6;22(1):120                      窒息誘発性院外心肺停止は救急介入や病院での治療に抵抗性で、病院前での心拍再開ができないことは予後不良因子である可能性を示していることが判明した。                 </p> <p> <b>【多発性のう胞腎の新規治療薬剤に関する研究】</b> Medicine (Baltimore). 2022 Oct 7;101(40)                      研究の結果、25 例の症例が特定され、治療継続率は 12、24、36 ヶ月時点でそれぞれ 70.8% (95% CI: 48.2-93.4)、46.5% (23.2-66.9)、38.7% (16.4-60.8) と推計された。年齢、性別や腎機能を含めて、単独で治療中断に影響を及ぼす患者背景因子は認められなかった。本研究では、患者背景は既報のランダム化比較試験とは異なり、また治療継続率は低い傾向にあった。レセプトデータを用いて治療状況を追跡できる本手法は、我が国においても実用可能であり、希少疾病における臨床疫学研究や政策のあり方を変革する可能性があることが判明した。                 </p>
<b>自己評価</b>	静岡県国保データベースを活用し、様々な健康課題の原因解明と研究成果の社会実装から健康寿命のさらなる延伸に貢献することを目的とした医療ビッグデータ解析研究を推進した。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 2)</b>	医学研究と健康づくりを両立したゲノムコホート研究の推進
<b>取組の概要</b>	最先端の医学研究の推進と地域住民の健康づくりを目指したゲノムコホートを実施した。県内外の様々な教育研究機関と連携して進めることで、知と人材が集約する拠点の形成を図った。
<b>取組の成果</b>	<p>ゲノムコホート研究では、個人毎に最適な予防・治療を提供する方法の確立と、研究成果の社会実装による健康増進を目的としている。</p> <p>具体的には、各自治体と連携協定を締結し、フィールド調査（測定会）を行って様々な臨床情報と生体試料を収集した。収集した資料と情報の分析結果は研究や教育に活用するとともに、市町にも還元することで施策の立案や健康増進のための資産として活用していく。</p> <p>研究を推進する基盤として、静岡県で2万人規模のコホートを築くことを目標に、賀茂地域の1市5町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）と連携し、コホート研究を継続した。また、令和5年度からの実施地域として袋井市を選定し、コホート研究に関する連携協定を袋井市と締結し、協力体制を構築した（協定締結式：令和5年3月24日）。</p> <p>このような研究活動とは別に、地域住民に対する健康教育や健康づくり活動を積極的に推進することで、医学研究と市町住民の健康づくりの両立を図る。従来の医学研究では研究のみに力点が置かれることが多かったが、研究と健康づくりとにバランス良く取り組むことで、市町行政や地域住民と強力な連携体制を築く。また、学生が積極的に参加できるような体制づくりにも取り組んでいる。</p> <p>一連の研究は本学独自で行うものではなく、県内外の様々な医療機関、教育研究機関、健診機関等と連携して実施することで、静岡県のみならず我が国の教育研究のレベル向上にも努める。</p> <p><b>【県内教育研究機関との連携】</b>          常葉大学（静岡理学療法学科）と連携し、身体・運動機能に関する研究に共同で取り組んだ。令和3年度の調査データ分析結果から、賀茂の地域住民に特有の課題を解決する筋力トレーニング体操「かもけん!体操」を考案した。かもけん!体操のDVDを作成し、地域住民に配付するとともに、行政機関等の関係機関にも配布した。また、賀茂地区のケーブルテレビ局での放送やインターネットでの配信を通じて、地域住民の健康意識の向上、身体機能の改善に貢献した。</p> <p>静岡文化芸術大学（デザイン学部）と連携し、シンボルマークなどデザインで健康づくりの社会機運を高める取組を継続した。賀茂地域では、上述のかもけん!体操 DVD 用のデザインを考案した。また、袋井コホートのシンボルマークも考案した。</p> <p>静岡県立大学（食品栄養科学部、薬学部、看護学部）と連携し、コホートを基盤に栄養疫学研究、薬学・薬効動態研究、保健・看護研究に共同で取り組んだ。令和4年度から咀嚼機能の評価も取り入れ、高齢者の栄養について多角的に評価するための領域横断的研究を開始した。</p> <p><b>【サルコペニア測定会の実施】</b>          令和4年度の新しい取り組みとして、サルコペニアの早期発見・予防を目的とした測定会を常葉大学と連携して実施した（さる健）。当該測定会は、下田市・河津町の特定健診に相乗りするスタイルで実施した（計17日間）。測定結果に基づいて、専門家が適切な運動指導や食事指導を行うことで、健康づくりに貢献した。</p> <p><b>【コホート調査・サルコペニア測定会への参加者数】</b>          コホート調査、サルコペニア測定会、ならびに関連業務（事前説明会、結果説明会、市町や医療機関等の調整業務）のため、研究代表者が年間67日間賀茂地域に出向いた。          コホート調査に関わった教職員（他大学や県からの参加者含む）は6市町で延べ768人であった。</p>
<b>自己評価</b>	静岡県をフィールドに、様々な健康課題の原因解明と研究成果の社会実装から健康寿命のさらなる延伸に貢献することを目的としたゲノムコホート研究を推進した。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 3)</b>	静岡県、県内市町と連携した教育研究、研究成果の社会還元
<b>取組の概要</b>	学内に設置した社会健康医学研究センターにおいて、県や県内市町が抱える健康課題の解決や政策立案に資することを目的に研究を行い、研究成果を社会に還元する取り組みを積極的に推進した。
<b>取組の成果</b>	<p>社会健康医学研究センターにおいて、静岡県や県内の市町等が抱える健康課題に対して社会健康医学の研究と成果還元の観点から健康増進支援、施策立案等を支援した。具体的には、同センター内に設置した地域・産官学連携委員会を定期的に開催し、県の指定課題について県と大学間の連携を図るとともに、研究を推進した。また、これら県や市町との連携事業、県からの指定課題研究（高血圧対策事業の実施と効果評価、健康寿命延伸のための市町別生活習慣等のモニタリングなど）並びに疫学研究、医療ビッグデータ解析研究及びゲノムコホート研究について、社会健康医学研究センターに設置した委託研究評価会議において、当該領域に精通した3名の専門家を研究指導顧問として学外から招聘し、支援を受けながら、研究の審査・評価及び進捗管理を行った。なお、社会健康医学研究センター長と学内委員による委託研究学内評価会議においても、個々の研究課題について事前に内容の評価・助言等を行うことで、委託研究評価会議の円滑な運営をサポートした。</p> <p><b>【県・市町向けの研究成果等説明会】</b>          県を対象に、委託研究の成果報告会（5月26日）を開催し、研究成果について分かりやすく紹介した。県の保健事業担当者等24名、本学の教職員29名が参加した。          県、市町、関係団体の保健事業担当者を対象とした社会健康医学研究推進事業説明会を開催した（11月29日）。本学教員による講演（ナッジ理論を活用した住民の健康づくり）、並びに本学における主要な研究（医療ビッグデータ解析研究、ゲノムコホート研究）の紹介を行うとともに、市町の保健事業の立案や評価における本学と連携の在り方についても提案した。参加者と本学教員とによるグループワークも行い、3つのテーマ（行動変容、メンタルヘルス、母子保健）ごとに現状を共有するとともに課題解決に向けたアイデアの交換や好事例の紹介も行った。当該説明会には県31名、市町の保健事業担当者50名、国保連3名、本学の教職員11名が参加した。</p> <p><b>【市町データヘルス計画支援事業】</b>          県国民健康保険課と共同で、市町の担当者を対象としたデータヘルス計画の策定支援を行った。グループワークを通じて市町が抱える健康課題を抽出し、SKDBの分析から課題解決に資する結果を提示するとともに、結果を正しく解釈する方法を教示した。また、他の都道府県で先進的な保健事業を行っている市町から担当者を招き、事業を始めるにいたった経緯や成果、課題を含めて事業を紹介してもらうことで、県内市町の担当者が好事例を学ぶ機会とした。県内の市町から幅広く参加してもらうことで、これまで交流が無かった市町の間にも情報を交換する関係が築かれた。</p> <p><b>【県主催の事業への参画】</b>          県民の健康寿命の更なる延伸を目的とする「ヘルスオープンイノベーション静岡」に参画し、研究成果の行政施策への反映に向けた検討を開始した。          伊豆ヘルスケア温泉イノベーション（ICOI）プロジェクトの評価委員として、専門的見地から助言を行うなど当該プロジェクトの高度化に貢献した。          ふじのくに健康増進計画推進協議会の委員として教員が会議に出席し、健康増進計画の策定及び推進等に関して専門的見地から助言を行った。          歯科保健医療提供体制分析・活用事業ワーキング・グループに委員として教員が参加し、専門的見地から助言を行うとともに、SKDBを用いた歯科データの分析を行い、結果報告書と県民向けリーフレットを作成した。          特定健診未受診者対策力強化事業のアドバイザーとして、教員が、市町が行う受診勧奨の取組に対して助言指導を行った。</p> <p><b>【シンポジウムやセミナーの開催による成果の還元】</b>          静岡健康・長寿学術フォーラム（令和4年10月）で「震災復興から未来型ヘルスケアへ」をテーマに学術セッションを主催した。          県主催（本学共催）で「10歳若返る！現役世代が今からできる生活習慣～脳卒中予防～」をテーマとしたシンポジウム（令和5年2月）を開催した。          本学主催で「遺伝にまつわる四方山話」・「オーラルヘルスプロモーション～歯磨きは裏切らない～」をテーマとした公開講座（令和5年3月）を開催した。</p>
<b>自己評価</b>	社会健康医学研究センターや地域・産官学連携委員会を中心に、社会健康医学の研究と成果還元を推進した。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 4)</b>	多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に学識を高め合う教育研究の実施と体制整備
<b>取組の概要</b>	多様なバックグラウンドを持つ学生が相互に知識を吸収することで、幅広い視野と深い知識をもつ人材を育成する教育研究を実施するとともに、そのために必要な教育研究環境を充実した。
<b>取組の成果</b>	<p>令和4年度は16名が入学し、在學生は2学年合わせて計35名となった。内訳は、医師17名、保健師4名、歯科医師2名、看護師2名、薬剤師1名、その他9名であった。</p> <p>本科生に加え、前期は9名、後期は5名の科目等履修生が授業に参加した。</p> <p>多彩なバックグラウンドを持つ学生が集う特性を最大限に活かすため、それぞれの専門知識を基に質の高い議論が行えるように、授業ではディスカッションの機会を頻繁に設けるとともに、教員は学生のバックグラウンドによらず議論を行えるように提示する課題を工夫した。また、グループワークやその成果発表、反転授業も積極的に取り入れた。本学の教育研究環境を充実させるため、円滑な講義の実施に向け、講義室に配置するワイヤレスマイクを増設した。授業以外では、院生室3室に全ての学生に専用の机を用意するとともに、大学建物への入退室管理をカード認証とし、セキュリティを確保した上で24時間利用可能な学修環境を提供した。また、VPNで学内LANにアクセスする仕組みにより、時間や場所にとらわれず、学内と同じ環境で学修・研究を行える環境を引き続き提供した。</p> <p>学外で行う授業科目「フィールド実習」において、担当教員が関係機関と協力し、学生の実践的な教育に資する体験的な学習の場を提供した。全3回の学外実習（浜岡原子力発電所、県環境衛生科学研究所、ファルマバレーセンター）に延べ学生9名、教員12名が参加し、公衆衛生に関する現状の評価と課題発見・解決に資する知見を得た。</p> <p>学外での教育研究として、静岡多目的コホート事業の一環として実施している賀茂地域でのコホート調査（かもけん!）に、在學生が5名参加した。地域住民を対象としたコホート研究について、コホートの立ち上げ、市町との連携、対象者の確保、調査の準備と実施、健診・検査の実施、データの収集、結果の回付等について実践的に学んだ。また、健診・検査を通じて地域住民が抱えている健康課題について学び、地域保健が取り組むべき課題を発見する能力を養った。さらには、コホートに参加した対象者の声を実際に聞くことで、地域住民が望む保健事業の在り方や健康づくり対策についても体験的に学修した。</p>
<b>自己評価</b>	ディスカッションやグループワークを授業に柔軟に取り入れ、また時間や場所にとらわれない学修環境を整備することで、学生同士が相互に知識を吸収、研鑽しあう教育研究を実施した。
<b>関連資料</b>	

<b>タイトル (No. 5)</b>	博士後期課程、聴覚・言語コース、遺伝カウンセラー養成コースの設置準備
<b>取組の概要</b>	博士後期課程の新設、聴覚・言語コース（修士課程）、遺伝カウンセラー養成コース（修士課程）の設置に向けた検討、準備を進めた。
<b>取組の成果</b>	<p>博士後期課程の設置については、令和4年3月に文部科学省へ設置認可申請を行い、5月に回答（審査意見）があった。これを受けて、博士課程等検討委員会により回答案を作成し、文部科学省への補正相談（計3回）を踏まえ、補正申請書を6月に提出した。その後、文部科学省大学設置・学校法人審議会の答申を経て、文部科学大臣から令和4年8月31日付けで博士後期課程の設置が認可された（附帯事項なし）。また、大学設置・学校法人審議会の教員審査では、令和5年度に新たに採用予定とした6名を含め、博士後期課程で申請した25人全員が研究指導教員（D マル合）と判定された。なお、採用予定であった6名の専任教員のうち、諸般の理由で着任できなくなった1名の代替教員の確保に向けた諸手続きに速やかに着手した。その他、博士後期課程に関する学位論文の審査申請手続きや審査プロセスなど、新課程の運営に必要な各種手続きを定めるとともに、関係規則等（学則、学位規程等）を改正した。</p> <p>聴覚・言語コースの設置については、令和5年度の開設に向けて、博士課程検討委員会での検討を踏まえて大幅な科目の見直しを行った。カリキュラムでは、社会健康医学専攻の必修科目を修得した後にコース専門科目を履修できるように科目を配置した。</p> <p>遺伝カウンセラー養成コースの設置については、令和3年12月に遺伝カウンセラーの資格認定団体である認定遺伝カウンセラー制度委員会に申請書を提出し、令和4年5月17日に認定を受けた。ただし、着任教員の変更や制度委員会による令和6年度の全体教育課程（カリキュラム）の見直しを踏まえて、コースの開設時期を令和6年度に延期することとし、開設に向けた準備を進めた。</p>
<b>自己評価</b>	博士課程等検討等委員会を開催し、博士課程や聴覚・言語コース、遺伝カウンセラー養成コース、の設置に向けた準備を進めた。
<b>関連資料</b>	

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(2023(令和5)年5月1日現在)

事項		記入欄								備考		
大学の名称		静岡社会健康医学大学院大学										
学校本部の所在地		静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号										
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地						備考			
	学士課程											
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地						備考		
	社会健康医学研究科 社会健康医学専攻(M) 社会健康医学専攻(D)	2021年4月1日 2023年4月1日	静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号									
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地						備考		
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地						備考			
学生募集停止中の学部・研究科等		□□学部□□学科( 年度学生募集停止, 在学生数 人)										
教育組織	学部・学科等の名称	専任教員等								非常勤 教員	備考	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手			
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤 教員
社会健康医学研究科社会健康医学専攻(M、D)	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち教授数	基準数計					
25人	14人	0人	25人	6人	6人	6人	12人	0人	15人			
計	25人	14人	0人	25人	6人	0人	6人	12人	0人	15人		
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員								助手	非常勤 教員	備考
	専任教員	うち教授数	うち准教授数	うち講師数	うち助教数	基準数	うち教授数	うち准教授数	うち講師数			
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考				
		校舎敷地面積	—	11,515 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	11,515 m <sup>2</sup>					
		運動場用地	—				0					
		校地面積計	m <sup>2</sup>	11,515 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	11,515 m <sup>2</sup>					
	その他	—				0						
校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考					
	校舎面積計	m <sup>2</sup>	9,209 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	9,209 m <sup>2</sup>						
	学部・研究科等の名称	室数										
	社会健康医学研究科	29室										
図書・資料等	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
	本部	3室	6室	0室	0室	0室						
	図書館等の名称	面積	閲覧座席数									
	附属図書館	275.5 m <sup>2</sup>	24席									
図書・資料等	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち外国〕								
	図書室	1,694 [ 280 ] 冊	4,015 [ 245 ] 種	3,989 [ 245 ] 種								
		[ ]	[ ]	[ ]								
	計	1,694 [ 280 ]	4,015 [ 245 ]	3,989 [ 245 ]								
体育館	面積											
	m <sup>2</sup>											

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4  
 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準教（及び「教授教）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
  - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
  - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
  - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。
 なお、ここにいる「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 (2023(令和5)年5月1日現在)

<大学院>

研究科名	専攻名	項目			2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	入学定員に対する平均比率	備考
社会健康医学研究科	社会健康医学専攻 (M)	志願者数			47	35	36	160%	
		合格者数			19	16	18		
		入学者数			19	16	16		
		入学定員			10	10	10		
		入学定員充足率			190%	160%	160%		
		在籍学生数			19	35	36		
		収容定員			10	20	20		
		収容定員充足率			190%	175%	180%		
	社会健康医学専攻 (D)	志願者数					9	300%	
		合格者数					6		
		入学者数					6		
		入学定員					2		
		入学定員充足率					300%		
		収容定員					2		
研究科合計	志願者数	0	0	47	35	45	191%		
	合格者数	0	0	19	16	24			
	入学者数	0	0	19	16	22			
	入学定員	0	0	10	10	12			
	入学定員充足率			190%	160%	183%			
	在籍学生数	0	0	19	35	42			
	収容定員	0	0	10	20	22			
	収容定員充足率			190%	175%	191%			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。